

社会保険労務士報酬

勝部蘭社労士事務所

※すべて参考価格になります。お気軽にご相談ください。
 ※顧問報酬には、下記表の顧問報酬に含まれる業務の他、労働社会保険諸法令に関する事項等のご相談が含まれます。
 なお、遠方の場合や業務内容のボリュームにより別途報酬が加算される場合があります。

顧問報酬	報酬(税抜)円／月	給与計算有の場合
4人以下	20,000	左記金額に 1,000×人数 を加算
5～9人	25,000	
10～19人	30,000	
20～29人	35,000	
30～49人	50,000	
50人以上	60,000	

スポット業務	料金（円）	単位	顧問報酬に 含まれる業務
新規適用			
労働保険成立 ※概算保険料申告書含む	30,000～		×
雇用保険設置	30,000		×
社会保険（健康保険・厚生年金保険）新規適用	30,000		×
入社手続※新規適用の際の手続きを除く			
雇用保険資格取得手続	10,000	人	○
社会保険資格取得手続	10,000	人	○
退社手続			
雇用保険資格喪失手続（離職票なし）	10,000	人	○
雇用保険資格喪失手続（離職票あり）	20,000	人	○
社会保険資格喪失手続	10,000	人	○
就業規則			
本則作成・諸規程作成・届出	200,000～		×
労基法に基づく諸届等			
時間外・休日労働に関する協定届（36協定）	10,000		○
労働条件通知書兼雇用契約書・労働者名簿	10,000	人	○
雇用関係手続			
高年齢雇用継続給付申請書、育児休業受給資格確認票等	10,000～	人	○
労災関係手続			
療養(補償)給付請求、休業(補償)給付請求、障害(補償)給付請求等	10,000～	人	×
社会保険の手続			
傷病手当金請求、出産手当金請求、高額療養費、月額変更届、賞与支払届等	10,000～	人	○
年間主要手続			
労働保険年度更新	30,000～		○
社会保険算定基礎届	30,000～		○
他			
労働基準監督署の調査対応	50,000～		○
年金事務所の調査対応	50,000～		○
助成金申請	着手金50,000 + 成功報酬の20%～		×
顧問契約をしていない方の相談料	初回無料 2回目以降5,000～	30分	○

2025年6月4日改定